

利益に関する開示文書

日本夜尿症学会

利益相反の開示すべき項目

1. 産学連携活動に係る受け入れ額が、発表内容に係る1企業あたり年間200万円以上(所属機関からの間接経費が差し引かれる前の金額)の場合
2. 発表内容に係るコンサルタント料、指導料、講演料、給与としての個人収益が、1企業あたり年間100万円以上(税金や源泉徴収額を引く前の金額)の場合
3. 産学連携活動に係る個人収益(公開・未公開を問わず、当該企業の株式等の出資・取得・保有及び売却・譲渡、ストックオプションの権利譲受、もしくは役員報酬、特許権使用料等)が発表内容に係る1企業あたり年間100万円以上あった場合(但し、投資信託、もしくは、当該個人によって管理・制御できない多角的なファンドにおいて資金運用される場合を除く)
4. 上記1～3のいずれかに該当する企業に一親等の親族が現在勤務している場合

該当する場合もしない場合も、学術集会での口頭およびポスター発表においては、演題の発表内容の前に明示する(具体的には、「利益相反開示の具体的方法」を参照)。

また機関誌「夜尿症研究」への投稿論文については、該当しない場合、「日本夜尿症学会の定める利益相反に関する開示事項はありません。」と論文の末尾に記入する。該当する場合、「日本夜尿症学会の定める利益相反に関する開示事項に則り開示します:(企業名)。」と論文の末尾に記入する。

投稿論文、学術集会での発表のいずれの場合も、該当する期間は、個人収益の場合、投稿あるいは発表前年の1月1日から12月31日までとする。ただし、寄付金や企業からの受託等、産学連携活動に係る研究の場合は、前年4月1日から本年3月31日までの期間でも可とする。

上記の内容は、2015年9月1日以降に日本夜尿症学会に投稿・掲載される演題抄録、論文、診療ガイドラインの執筆者すべて(筆頭著者、共著者を問わず)に適用される。

平成27年8月31日

学術集会の発表における利益相反の具体的開示方法

1) 開示すべき利益相反事項がある場合

スライド1

第〇回日本夜尿症学会学術集会

開示すべき利益相反事項:有

筆頭演者氏名: ○○○○

スライド2

発表に関連し、開示すべき利益関係にある企業とその名目

- 産学連携活動に係る委託研究・共同研究費:○○製薬株式会社
- 産学連携活動に係る個人収益:○○製薬株式会社
- コンサルタント料、指導料、講演料、給与などの個人収益: :○○製薬株式会社
- 産学連携活動に係る奨学寄付金: ○○製薬株式会社

*スライド1とスライド2を1枚にまとめても良い。

2) 開示すべき利益相反事項がない場合

スライド1

第〇回日本夜尿症学会学術集会

開示すべき利益相反事項:無

筆頭演者氏名: ○○○○